

# 相模原市大規模事業評価対応方針

## 事業名 県道52号(相模原町田)道路改良事業

平成25年1月30日作成

### 1 事業の必要性

委員会からの答申のとおり、本市が事業を実施する。

### 2 事業の妥当性

整備手法、規模及び整備場所の妥当性については、委員会からの答申に基づき、評価調書のとおり事業を進める。

なお、自転車対策については、「相模原市自転車対策基本計画」や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成24年11月、国土交通省、警察庁)」を踏まえ、自転車の一方通行規制が行われている箇所の効果等を検証し、良好な自転車通行環境の創出について検討を進める。

次に、公共交通対策におけるバス停留所については、利用者の立場を優先した検討を進める。

また、鵜野森交差点周辺地区の渋滞対策については、さがみ縦貫道路相模原愛川インターチェンジ供用開始後、モニタリングを行い、警察などの関係機関と連携を図り、円滑な交通の確保に努めていく。

### 3 事業の優先性

委員会からの答申に基づき、評価調書のとおり事業を進める。

### 4 事業の有効性

委員会からの答申に基づき、評価調書のとおり事業を進める。

### 5 事業の経済性・効率性

本事業はコストの適切性は認められるところであるが、地方債の返済を踏まえ事業を進める。

## 6 環境・景観への配慮

環境・景観への配慮については、今後、事業説明会などにより、地域の皆様の意見を踏まえながら、生活環境に配慮した事業展開を図っていく。

また、小学校周辺、病院周辺の区間については、関係機関と十分に協議し、通学路の安全や病院へのアクセスに影響のないよう検討を進める。

## 7 総合的所見

市民への説明を十分に行い、市民生活への影響を最小限に留めるよう努める。

市道古淵麻溝台から国道 16 号までについては、さがみ縦貫道路相模原愛川インターチェンジ供用開始後の交通の流れを注視するとともに、本事業の進捗状況を踏まえ、道路改良事業について検討を進める。

事業費については、鋭意コストの縮減に努める。

以 上